

資金移動サービス約款 新旧対照表 (2021年5月1日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>(約款の趣旨)            第1条 本約款は、お客様と株式会社 SBI 証券（以下「当社」といいます）との間で行う資金移動サービス（以下「本サービス」といいます）に関する権利義務関係等を明確にするための取決めです。            2 本サービスの利用にあたって発生する権利義務関係等には本約款の規定が優先して適用され、本約款に定めのない事項については、当社の別に定める各約款・規程（「SBI証券の約款・規程集」を含む）などにより取り扱います。当社の約款・規程などは、当社 WEB サイト上に掲示しています。</p> <p>(資金移動業の種別)            第2条 <u>当社は第二種資金移動業を営む資金移動業者となります。</u></p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>(履行保証金)            第10条            (1) 当社は、資金決済法 第43条の規定に従い、本サービスの送金依頼人に対する送金準備金返還債務の支払債務を担保するため、送金受取金員の額に、還付手続きに必要とする費用として資金移動業者に関する内閣府令第11条第6項に規定する掛け目を掛けて算出した金額を加えた額と同額以上の履行保証金を東京法務局に供託しています。<u>また、当社の履行保証金の算定期間は月曜日を基準日とし、当該基準日から3営業日以内に、東京法務局に供託しています。当社が債務を弁済できない場合、送金依頼人は履行保証金について、当社に対する他の債権者に先立って、弁済を受ける権利（以下、「還付請求権」といいます。）を有します。</u>            (2)～(4) (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p>(サービス内容の変更およびサービス利用の制限)            第15条 当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスで提供するサービス内容を変更することができるものとします。            2 当社は、お客様が本サービスを行うことが不適当と判断した場合には、お客様の本サービスにかかる利用を制限し、又は禁止することができるものとします。            3 <u>本サービスを利用したお取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報提供があった場合や、犯罪行為が行われた疑いがあると当社が判断した場合には、本サービスの利用の一部又は全部を制限できるものとします。</u></p> <p>第16条 (略)</p> <p>(不正取引に関する補償)            第17条 <u>当社は、お客様の利用されている端末の紛失・盗難、ユーザーネーム・パスワードの詐取、資金移動先の脆弱性などにより、お客様の意思に反して本サービスが不正に取引されたと当社が判断した場合で、お客様が次の各号に定めるすべての手続きを行ったときは、第2項各号に該当する場合を除き、原則として当該不正取引により生</u></p>	<p>(約款の趣旨)            第1条 本約款は、お客様と株式会社 SBI 証券（以下「当社」といいます）との間で行う資金移動サービス（以下「本サービス」といいます）に関する権利義務関係等を明確にするための取決めです。            2 本約款に定めのない事項については、当社の別に定める各約款・規程などにより取り扱います。当社の約款・規程などは、当社 WEB サイト上に掲示しています。</p> <p align="center">(新設)</p> <p>第2条～第8条 (略)</p> <p>(履行保証金)            第9条            (1) 当社は、資金決済法 第43条の規定に従い、本サービスの送金依頼人に対する送金準備金返還債務の支払債務を担保するため、送金受取金員の額に、還付手続きに必要とする費用として資金移動業者に関する内閣府令第11条第5項に規定する掛け目を掛けて算出した金額を加えた額と同額以上の履行保証金を東京法務局に供託しています。当社が債務を弁済できない場合、送金依頼人は履行保証金について、当社に対する他の債権者に先立って、弁済を受ける権利（以下、「還付請求権」といいます。）を有します。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>(サービス内容の変更およびサービス利用の制限)            第14条 当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスで提供するサービス内容を変更することができるものとします。            2 当社は、お客様が本サービスを行うことが不適当と判断した場合には、お客様の本サービスにかかる利用を制限し、又は禁止することができるものとします。            (新設)</p> <p>第15条 (略)</p> <p align="center">(新設)</p>

した損害の額に相当する金額を補償します。ただし、第2項第1号に該当する場合の他、お客様に過失がある場合は、お客様のサービス利用にあたっての行為態様やその状況等を考慮し、補償額を合理的な範囲で減額させていただく場合があります。

(1) 本サービスが不正に取引される可能性を認識した場合または不正に取引されたことを知った場合、直ちにその旨を第23条に規定する当社連絡窓口に届け出ること

(2) 不正取引による被害事実等を直ちに警察署に届け出ること

(3) 当社の指示に従い被害拡大防止のために必要な措置を実施するとともに、事実確認、被害状況等の調査に協力すること

(4) 当社の求めに応じ、被害事実等の確認に必要な書類並びに補償を受けるために必要な当社所定の書類を遅滞なく提出すること

2次に掲げる各号に該当すると当社が判断した場合は、前項の補償の対象外となります。

(1) 利用端末、ユーザーネーム・パスワードの利用・管理等についてお客様に故意または重大な過失があるとき

(2) お客様の家族、同居人、または代理人などお客様と同視すべき方の故意または過失に起因するとき

(3) 当社に申告した紛失・盗難等または被害状況の内容に虚偽があったとき

(4) お客様が資金移動先その他当社以外の第三者から損失の補填を受けた場合、当社補填に相当する額

#### (不正取引の公表)

第18条 不正取引が発生した場合、当該不正取引の態様を踏まえ、二次被害を防止するために必要があると判断したとき、または被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、当社WEBサイト等にて必要な情報を公表いたします。

#### (免責事項)

第19条 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害および損失については、当社はその責めを負わないものとします。

(1) 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃・公権力による命令・処分・指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による取引の全部又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭の授受等の遅延、又は不能により生じた損害・損失

(2) インターネットの通信障害、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害・損失

(削除)

(3)~(7)

(略)

第20条~第22条

(略)

(お問い合わせ、ご意見・苦情等に関する連絡窓口ならびに苦情処理措置および紛争解決措置)

第23条 本サービスに関するお問い合わせ、ご意見・苦情、補償に関するご相談等の連絡窓口は以下になります。

(新設)

#### (免責事項)

第16条 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害および損失については、当社はその責めを負わないものとします。

(1) 天災地変、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃・公権力による命令・処分・指導、争議行為、火災、停電、通信手段の不通、銀行取引の不能、市場の取引不能その他の不可抗力による取引の全部又は一部の履行遅延若しくは履行不能、金銭の授受等の遅延、又は不能により生じた損害・損失

(2) インターネットの通信障害、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害・損失

(3) お客様が入力したか否かに係らず、入力されたユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードと当社に登録されているユーザーネーム・ログインパスワード・取引パスワードの一致を確認して行なわれた取引により、金銭の授受その他の処理が行なわれたことにより生じた損害・損失

(4)~(8)

(略)

第17条~第19条

(略)

(お問い合わせ、ご意見・苦情等に関する連絡窓口ならびに苦情処理措置および紛争解決措置)

第20条 本サービスに関するお問い合わせ、ご意見・苦情等に関する連絡窓口は以下になります。

<p>株式会社 SBI 証券 カスタマーサービスセンター  住所 埼玉県熊谷市銀座2-1-1  固定電話：0120-104-214（無料）  携帯電話・PHS：0570-550-104（有料）  ※年末年始を除く平日 8：00～<u>17</u>：00  (略)</p> <p style="text-align: right;">(2020年1月施行)  <u>(2021年5月1日改定施行)</u></p>	<p>株式会社 SBI 証券 カスタマーサービスセンター  住所 埼玉県熊谷市銀座2-1-1  固定電話：0120-104-214（無料）  携帯電話・PHS：0570-550-104（有料）  ※年末年始を除く平日 8：00～<u>18</u>：00  (略)</p> <p style="text-align: right;">(2020年1月施行)  (新設)</p>
---	---

以上